

クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症対策として、極端な高温の発生時は高齢者等における熱中症リスクが高まるため、冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することが熱中症リスクの低減につながります。

こうした熱中症対策の強化のため、気候変動適応法（注1）が改正され、熱中症特別警戒アラート（注2）が新設され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。注3）を市町村長が指定できるようになりました。

本市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、民間施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

つきましては、市と共に熱中症対策に取り組み、クーリングシェルターを運用していただける民間施設を募集します。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、避難者の休息場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターマークの掲示
- (2) 空調の適切な管理
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のものでも可）
- (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (5) 利用状況の報告（1日1回椅子、ソファ等で休息している人数をカウント。月末締め翌月10日までに報告する。）
- (6) 環境省から熱中症特別警戒アラートが発表された場合は受け入れ可能日に解放し、受け入れ可能人数を受け入れること

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有する施設
- (2) 3人以上の利用者が休息できる椅子、ソファ等を有する若しくは準備可能な施設
- (3) 水分補給をすることができるスペースを確保できる施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルター運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間（注4）（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(募集期間)

- 5 クーリングシェルター募集期間は、4月第2水曜日～10月第2水曜日までとなります。

(応募方法)

- 6 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法によって、取手市役所健康福祉部健康づくり推進課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) 必要物資の配布(クーリングシェルターマーク等)
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表(市ウェブサイト)
- (5) クーリングシェルターの運用開始

(その他)

8 公序良俗に反する取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

9 熱中症特別警戒アラートに関する情報は、環境省熱中症予防情報サイトで確認してください。<https://www.wbgt.env.go.jp/>

注1：気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

注2：熱中症特別警戒アラート…熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報

注3：指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート(注2)発表時に不特定多数の者へ開放される施設

注4：熱中症警戒アラート運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間



クーリングシェルターマーク

応募・問合せ先	〒302-0024	取手市新町二丁目5番25号 取手ウェルネスプラザ2階
	取手市役所	健康福祉部 健康づくり推進課
電話番号		0297-74-2141(代表)
FAX 番号		0297-85-6901
電子メール		wellness@city.toride.ibaraki.jp